

令和8年6月26日

箱根町宿泊税制度の考え方（まとめ）

町では、令和元年度に「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）」を設置し、約7年間にわたり観光客の皆さんに負担していただく新たな財源確保策の検討を重ねてきました。このたび、令和8年5月に検討会議から提出された報告書の内容を踏まえ、宿泊税条例（案）の作成に向け、箱根町宿泊税制度の考え方をとりまとめたものです。

検討会議のこれまでの
検討経過（町ホームページ）



1 宿泊税制度の考え方

- ①箱根町が日本有数の観光地として一層発展・成長し、町内で生活する人々によって観光が支えられる、「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを実現するための新たな財源確保策として、令和10年4月から導入することを目指します。
- ②宿泊税は、観光資源の磨き上げ・掘り起こしや観光受入体制の構築等の観光振興施策の充実だけではなく、ごみ処理や消防救急体制の確保、道路整備、防災対策等を含めた、観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応していきます。
- ③観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要は、観光客と町民の両方に及んでおり、これらに適切に対応する必要があるため、全国初の『法定外普通税』として制度設計します。

2 宿泊税制度の概要

項 目		制度内容	考え方
税の名称 (税制度)		箱根町宿泊税 (法定外普通税)	・宿泊行為に着目した名称で、宿泊客にわかりやすく、宿泊事業者も説明しやすいため
課税客体		町内に所在する宿泊施設※への宿泊行為 ※旅館・ホテル、簡易宿所、民泊	・宿泊施設の形態に関わらず受ける行政サービスの程度は変わらないため
税 率		1人1泊につき350円（一律定額制）	・1泊2食付きの料金プランの宿泊施設が多く、事務負担等を考慮し、簡素で明瞭であるため
税収見込		年平均 約14.1億円	・約402万人※×350円 ※R10～14平均宿泊客数(見込)－課税免除分(見込)
非課税 事項	課税 免除	・小学生以下 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・公益上その他の事由	・児童自身に税を支払う能力がないため ・教育旅行の一環であるため
	免税点	なし	・課税客体と同様
制度の見直し		5年ごとに制度の見直しを検討	・社会経済情勢の変化や財政需要等を勘案し、制度のあり方を検証するため
税収の考え方		観光客の受入れ等に伴う幅広い財政需要に対応	・観光客と町民双方が享受する行政サービスを維持、向上させることで、持続可能な観光地を目指していくため

3 箱根町宿泊税制度の3つのポイント

◆なぜ宿泊税の税収額を観光振興施策だけではなく幅広い財政需要に対応させるのか？

- ✓町は、年間約2,000万人の観光客が訪れる一方で、約1万人の人口規模を大きく上回るごみ処理や消防救急体制の確保等に多額の支出が生じているという財政的課題を抱えています。また、観光客（宿泊客）が町に滞在する際に受ける便益は、観光振興施策に限らず、ごみ・下水道処理、消防救急、道路交通、防災対策等の幅広い一般行政サービスに及んでいます。このため、宿泊税の税収額で観光客と町民双方が享受する行政サービスを維持、向上させることで、持続可能な観光地を目指していくものです。

◆なぜ法定外普通税で導入するのか？

- ✓検討会議では、地方税（超過課税や法定外税）及び協力金の中から、将来見込まれる財政需要に対応するための財源のあり方を検討した結果、先行団体を踏まえ、宿泊税の導入に向けて検討を進めてきました。これまでは、観光振興や受入環境の整備など、使い道が限定された法定外目的税として導入されてきましたが、当町では、観光客と町民向けの行政サービスが明確に区別できず、町が目指す観光まちづくりの幅広い財政需要に対応するためには、使い道を特定されない法定外普通税での導入が必要であると考えました。

◆なぜ令和10年4月から導入を目指すのか？

- ✓厳しい財政状況の中、安定的な行財政運営を行っていくため、行財政改革の着実な推進を図るほか、平成28年度から固定資産税の超過課税を実施していますが、令和10年度以降は、第3次HOT21観光プランに基づく観光振興の充実や消防署の建替え等の大型建設事業を予定していることから、宿泊税により新たな財源を確保し、大幅に拡大が見込まれる将来の財政需要に対応していくものです。

4 今後の進め方（予定）

令和8年7月	宿泊税条例骨子（案）に対するパブリックコメントの実施 【意見募集期間：7月1日（水）～30日（木）】
8月	箱根町議会（9月定例会）に宿泊税条例（案）の提出
12月	総務省との協議開始